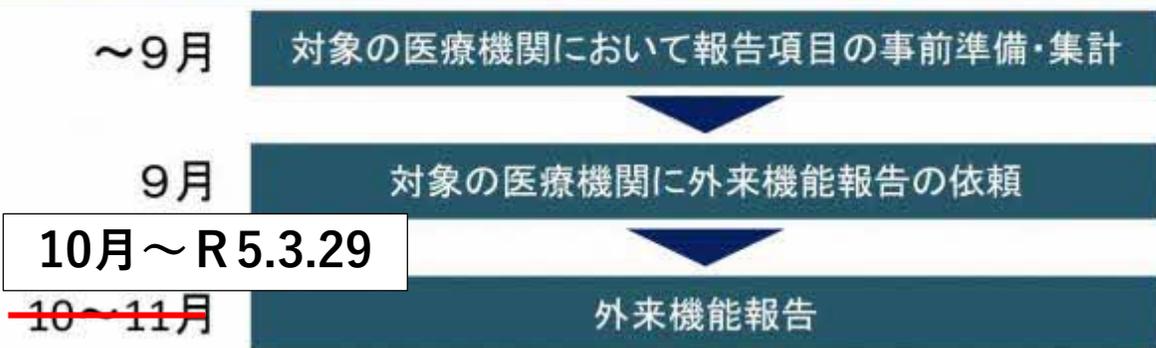
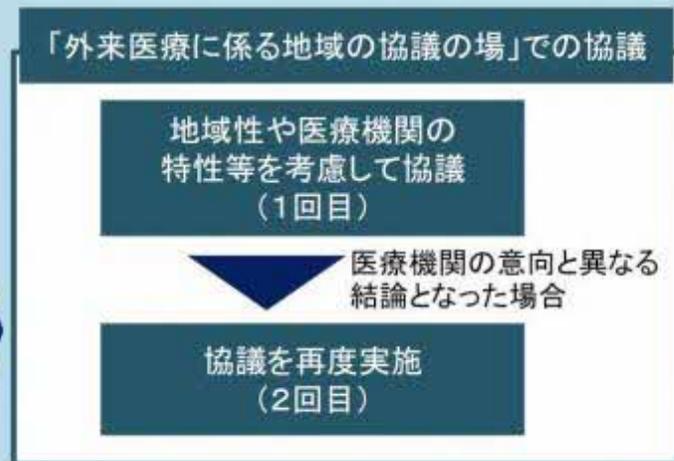


外来機能報告制度を活用した紹介受診重点医療機関の取りまとめ（全体像）

令和5年6月8日
道地域医療課説明資料より



		紹介受診重点医療機関の役割を担う意向	
		意向あり	意向なし
重点外来の基準	満たす	紹介受診重点医療機関 *「外来医療に係る地域の協議の場」での確認	「外来医療に係る地域の協議の場」での協議
	満たさない	「外来医療に係る地域の協議の場」での協議	—

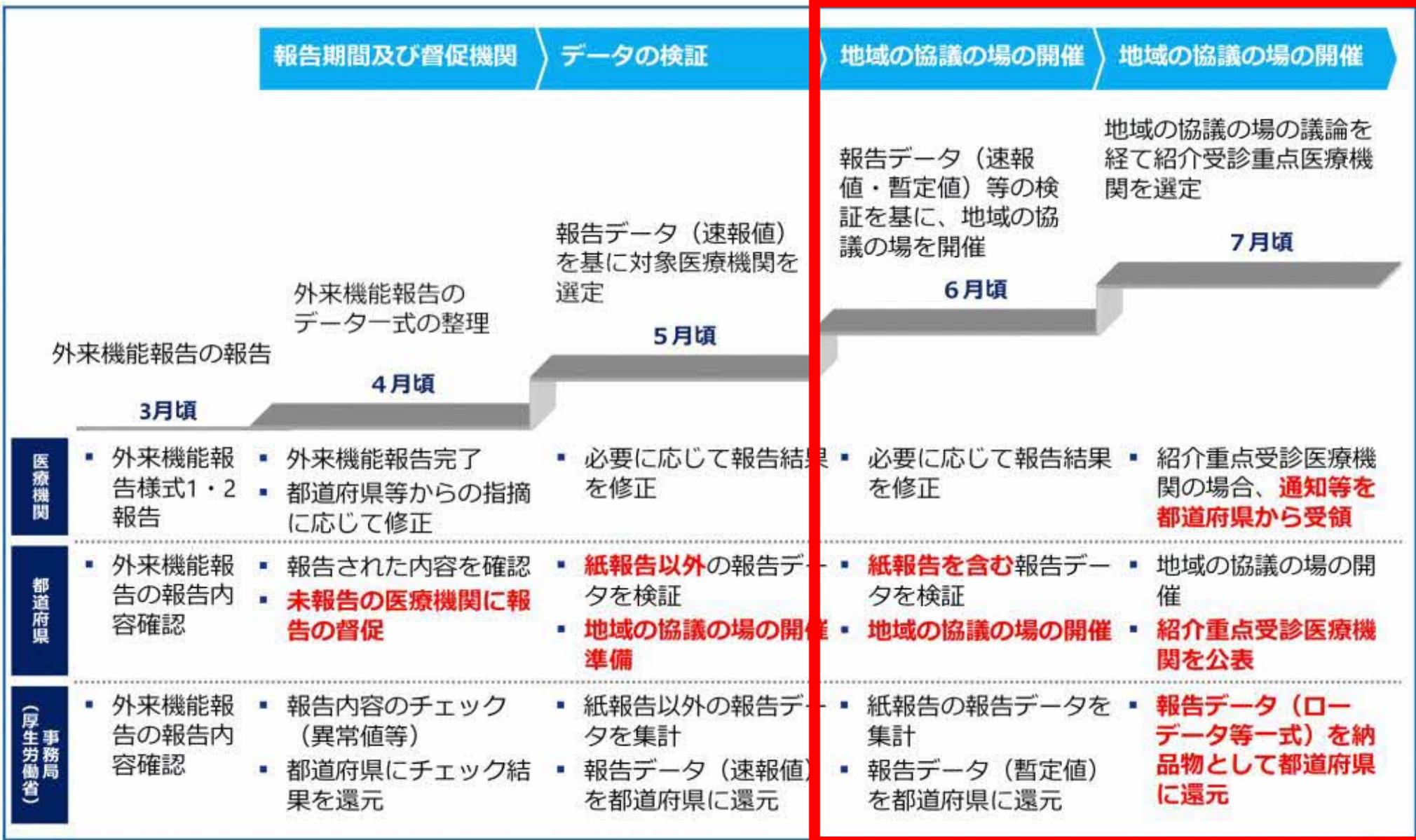


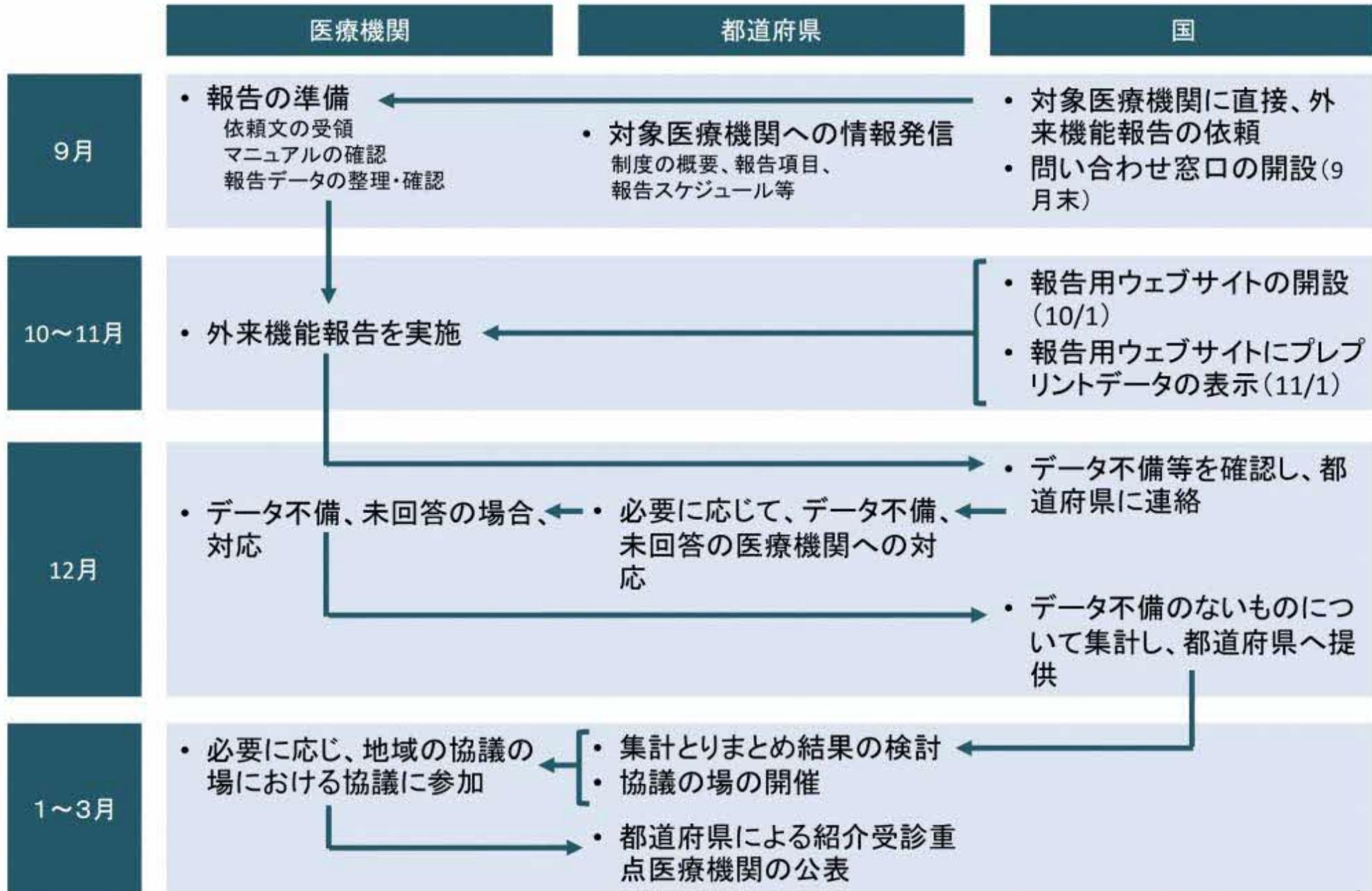
- 参考にする紹介率・逆紹介率の水準
- 紹介率50%以上かつ
 - 逆紹介率40%以上

- 重点外来の基準
- 初診の外来件数のうち「重点外来」の件数の占める割合：40%以上かつ
 - 再診の外来件数のうち「重点外来」の件数の占める割合：25%以上

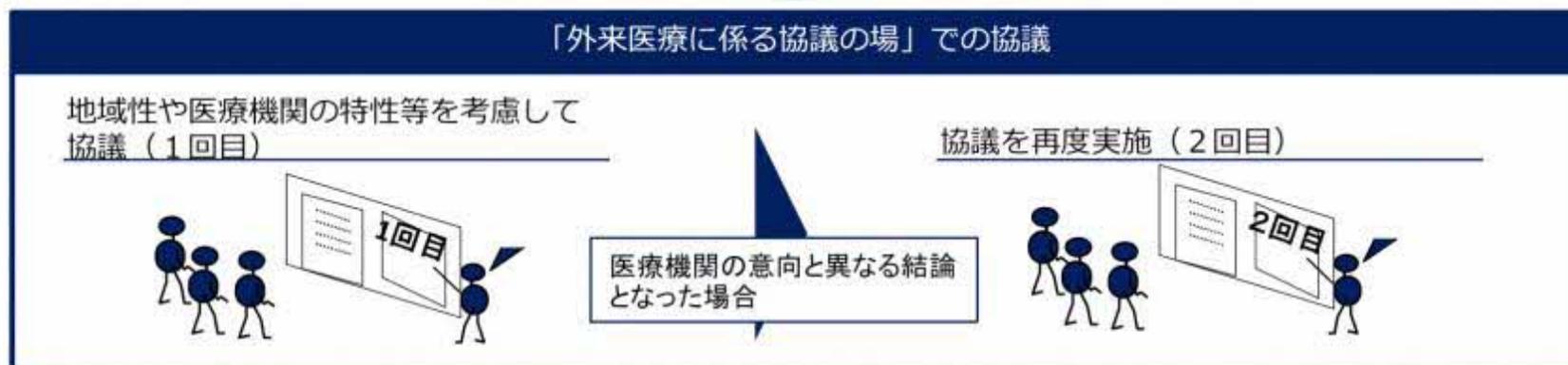
協議の進め方については、状況に応じて持ち回りとする、文書提出のみとするなどの柔軟な対応も可能。

紹介受診重点医療機関として都道府県が公表





		意向あり	意向なし
紹介受診重点外来の基準	満たす	1 紹介受診重点医療機関 * 「外来医療に係る協議の場」での確認	2 「外来医療に係る協議の場」での協議
	満たさない	3 「外来医療に係る協議の場」での協議	—



【紹介受診重点外来の基準と医療機関の意向の考え方】

- 1** 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向あり」の場合
 - ・ 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。
- 2** 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向なし」の場合
 - ・ 当該医療機関の意向が第一であることを踏まえつつ、当該地域の医療提供体制のあり方を協議の上、2回目の協議に改めて意向を確認する。
- 3** 「紹介受診重点外来の基準を満たさない×意向あり」の場合
 - ・ 紹介受診重点外来に関する基準に加え、紹介率・逆紹介率等を活用して協議を行う。

外来機能報告制度を活用した紹介受診重点医療機関の取りまとめ



- *1 紹介受診重点外来の基準：
 - ・初診基準：40%以上（初診の外來件数のうち「医療資源を重点的に活用する外來」の件数の占める割合）
 - ・再診基準：25%以上（再診の外來件数のうち「医療資源を重点的に活用する外來」の件数の占める割合）
- *2 紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上を参考の水準とする。
- *3 基準の達成に向けたスケジュール等を書面又は口頭で説明を求め、その内容を公表する。

（参考）「外来機能報告等に関するガイドライン」

